

平成29年度さぬき市障害者虐待防止等連携協議会会議 会議要旨（要約）

- 1 日 時 平成29年7月10日（月） 14:00～15:00
- 2 場 所 さぬき市福祉事務所2階 201・202会議室
- 3 出席者 [委 員] 多田 隆生、山下 晶子、古川 慎一郎、岩瀬 隆志、時岡 信一、
間島 佳子、伏見 知博、川口 剛史、六車 初江、石川 明美、
岡村 隆次、山下 勝正、井原 理太良、林 玲子、間嶋 賀津子、
山本 孝広、佐藤 栄作(代理 中岡元樹)
[事務局] 多田 将人、辻享子、岩見 明美、池尻 恵子
[傍 聴] 0名
- 4 議 題 障害者虐待相談・対応、活動報告について
- 5 会議の内容は次のとおりである。

発言者	意見概要
(事務局)	ただ今からさぬき市障害者虐待防止等連携協議会会議を開会します。 はじめに、さぬき市健康福祉部山本部長よりご挨拶を申し上げます。 (部長あいさつ)
(事務局)	続いて委嘱状の交付を行います。 (各委員に委嘱状交付)
(事務局)	実施要綱第14条第2項の規定により、会議は構成員の過半数の出席を もって開催することができることとなっています。本日は過半数の出席を いただいていますので、連携協議会が成立いたしています。 本連携協議会の会議は、原則公開することとしております。会議の公開 は、傍聴をに認めることにより行うこととしています。 本日は、傍聴を希望する方はおられません。
(事務局)	続きまして、会長、副会長の選任について、希望があれば互選で決めて いただきたいと思います。
(委 員)	(特になし)
(事務局)	特に意見がなければ事務局一任とさせていただいてもよろしいでしょ うか？
(委 員)	異議なし。
(事務局)	それでは、時岡委員に会長をお願いしたいと思います。 副会長については、会長の指名をお願いしたいと思います。
(会 長)	副会長は、山下(晶)委員をお願いしたいと思います。 (会長、副会長挨拶)

(事務局)	ここで、委員の皆様にご自己紹介をいただきたいと思ひます。
(委員)	(自己紹介)
(事務局)	議題に移ります。 実施要綱第14条第3項の規定により、連携協議会の進行は会長が行うこととなつています。これよりの進行は会長にお願いいたします。
(議長)	議題 障害者虐待相談・対応、活動報告について、事務局より説明をお願いします。
(事務局)	(事務局より ・障害者虐待が発生した場合の対応について ・障害者虐待に関する相談・対応状況 ・啓発活動について ・事例紹介 について説明)
(議長)	ただいまの説明について、質問等ございませんか。
(委員)	私は手をつなぐ育成会の方から出席をしております。3障害のうち、一番自分のことが自分で言えないのは知的障害の方ですので、親から虐待を受ける、あるいは福祉施設の職員から虐待を受ける、使用者から虐待を受けるというのがなかなか言いにくいと思ひます。事例のように、家族が気が付いて相談するのであればいいが、自分から伝えることは難しい方が多いと思ひます。 多方面に渡つて情報収集をする、できるだけ早く事実確認をするということをどの虐待対応の場合も言われています。言うのは簡単で、本当にそういうことを実際に行うことが難しい場合もあると思ひますが、具体的に施設等で虐待を発見した場合にどういふ風にされるのかなというのを疑問として感じました。 もう一点は、虐待があつた場合に対処する方法ばかり言われていましたが、虐待を防止する上での具体的な方策をお伺ひしたい。
(議長)	意見がありました、事務局としてはどうでしょうか？
(事務局)	障害者福祉施設等と常に情報共有はするようにしており、何か変わったことがあつた場合には連絡があるような形にはしておるようなつもりです。ちょっと痣がある、いつもと様子が違ふ時には情報提供があるような連携をとつていふところではあります。それだけでいいのかというところではないと思ひますが、事業所関係と連携を持って情報共有を図つてやつていく形をとつていふのが現状です。 周知となると、広報なりホームページへの啓発記事の掲載を実施し、夜間や休日でも担当者へ連絡が入るような体制をとつておりますが、なかなか

	<p>かそれ以上の取り組みはできていないのが現状です。</p>
(議 長)	<p>今の説明でよろしいですか。</p>
(委 員)	<p>はい。</p>
(議 長)	<p>虐待対応の方法については、基本的には虐待防止法では虐待かどうかの判断を行うのは市町になっていますが、市町だけが動くのではなくて、自立支援協議会等を通じて情報共有をしたりというのはされていると思います。</p> <p>周知については、もっと色々なところで周知をしなければいけないと思います。高齢者虐待防止法ができて10年が経ち、やっと地域包括支援センターというのが浸透してきた状況で、障害の方では、市の障害者虐待防止センターや県の障害者権利擁護センターってどこにあるのか？という、未だそういう段階です。もっともっと色々な意味で啓発活動を行う、市町だけでなく障害福祉施設等事業所を含めて取り組んでいくことが重要だと思います。</p>
(委 員)	<p>他に質問等ございませんか。</p>
(議 長)	<p>(特になし)</p>
(議 長)	<p>資料の中で、厚労省発行の資料を見ても、知的障害の方が被虐待者となっている件数が半数以上を占めています。また、資料に目を通していただくと現状がよく分かります。</p>
(議 長)	<p>以上で議題を終了します。</p>
(事務局)	<p>その他ですが、事務局より障害者差別解消法について説明させていただきます。</p>
(事務局)	<p>(障害者差別解消法について職員研修の実施、障害者差別解消支援助地域協議会等を説明)</p>
(委 員)	<p>質問等ございませんか。</p>
(事務局)	<p>(特になし)</p>
(事務局)	<p>それでは以上をもちまして会議を閉会いたします。</p>
(事務局)	<p>本連携協議会の開催につきましては、年1回程度の開催を予定いたしております。次回は30年度6月~7月頃に開催を予定しています。</p>
(事務局)	<p>本日はありがとうございました。</p>